

〔 交付申請時の注意事項 〕

「福井市除雪オペレータ育成支援事業補助金」の交付申請をする場合は、次の点に注意してください。

1 . 申請時の注意事項

この補助金は、交付決定を受けた企業に対し、予算の範囲内で交付されるものです。交付決定を受ける前に資格の取得や講習の受講をすることはできません。

申請受付期間は7月1日～10月31日です。ただし、予算額に達し次第、申請受付期間中であっても受付を終了します（先着順）。応募状況によっては、申請時に調整させていただく場合がありますので予めご了承ください。

補助金の申請には、申請書のほかに必要な書類が複数あります。必要書類については申請書、または、補助要綱第7条に記載してあります。必要な書類が揃っていない申請はお受けすることができません。

大特免許の取得または技能講習の受講のみを申請することも可能です。（他の補助金等の交付を受ける場合は、この補助金の対象とはしません。）

自動車学校への支払いに、免許センターに支払う「県証紙代」が含まれる場合がありますが、補助対象外経費となりますのでご注意ください。

2 . 申請内容の審査及び選定について

提出いただいた申請書及びその他の書類の内容について審査を行い、適当であると認められた時は、補助金の交付を決定します。

交付決定された後、やむなく事業内容を変更する場合は、事前に建設部道路課までご連絡ください。

3 . 補助金の交付について

補助金は、事業完了後に提出いただく実績報告書の審査を行った後に交付されます。

この補助金は、オペレータ個人ではなく、申請者（企業）への補助となります。見積書や補助事業の実施に係る支出を証する書類（領収証・振込明細票）からは、企業としての支出であることが確認できる必要があります。

4 . その他の事項について

本補助金についての詳細は要綱に記載されていますので、申請前に一読してください。要綱は下記ホームページからダウンロードできます。

〔福井市除雪オペレータ育成支援事業補助金関係のページ〕
(<https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/koutu/snow/jyosetuopereta.html>)

その他、ご不明な点がございましたら建設部道路課（ : 0776-20-5560 ）までご連絡ください。